

葛尾村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 1,307	千円 6,243,320	千円 280,329	千円 387,661	% 6.2%	% 7.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

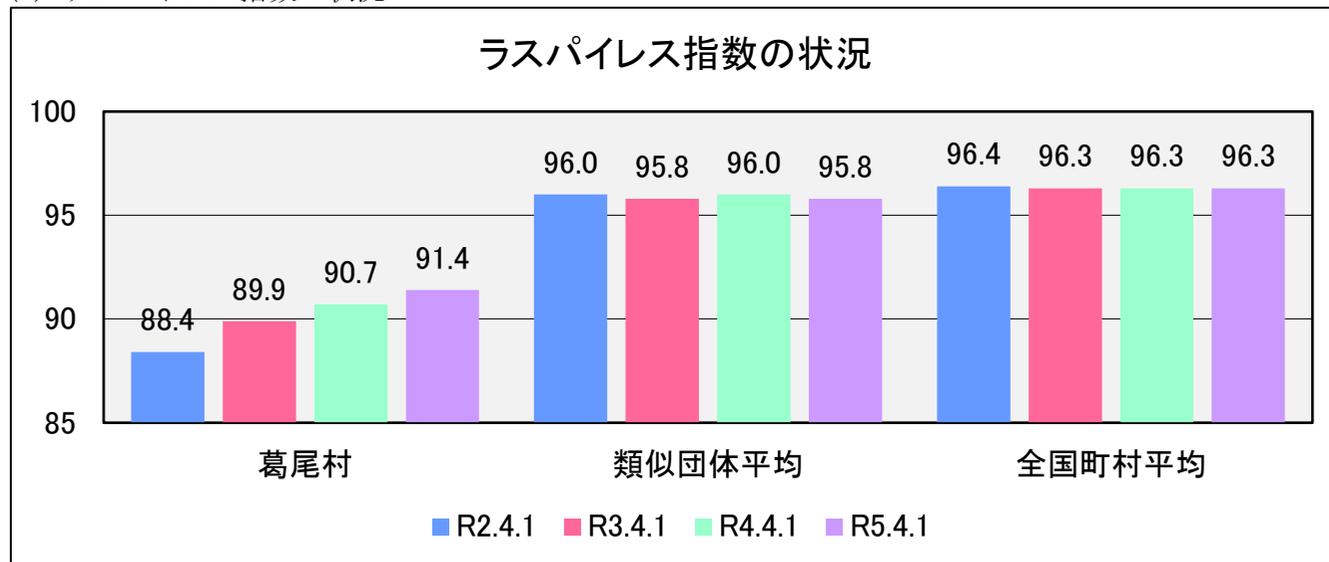
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和4年度	人 34	千円 124,677	千円 31,171	千円 49,160	千円 205,008	千円 6,030	千円 5,356

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

任期付採用職員の減少によるもの。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 ()	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

2) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

1) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施の内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、県の人事委員会勧告に準拠し見直しを実施。なお、激変緩和措置として、経過措置(現給保障)を令和2年3月31日まで実施。

2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本村では地域手当の支給なし。

3) その他の見直し

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
葛尾村	42.7 歳	301,862 円	368,938 円	329,196 円
福島県	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	40.9 歳	295,989 円	349,665 円	325,035 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		葛尾村	福島県	国
一般行政職	大学卒	189,500 円	196,100 円	182,200 円
	高校卒	157,900 円	162,400 円	150,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	* 円	322,300 円	* 円	* 円
	高校卒	* 円	329,600 円	* 円	374,300 円

(注) 学歴別同経験年数階層において職員数が3人以下の場合については、その階層に代えて近似の階層も含めて記載している。近似の階層も含めて3人以下の場合は当該欄を「* (アスタリスク)」表示とした。

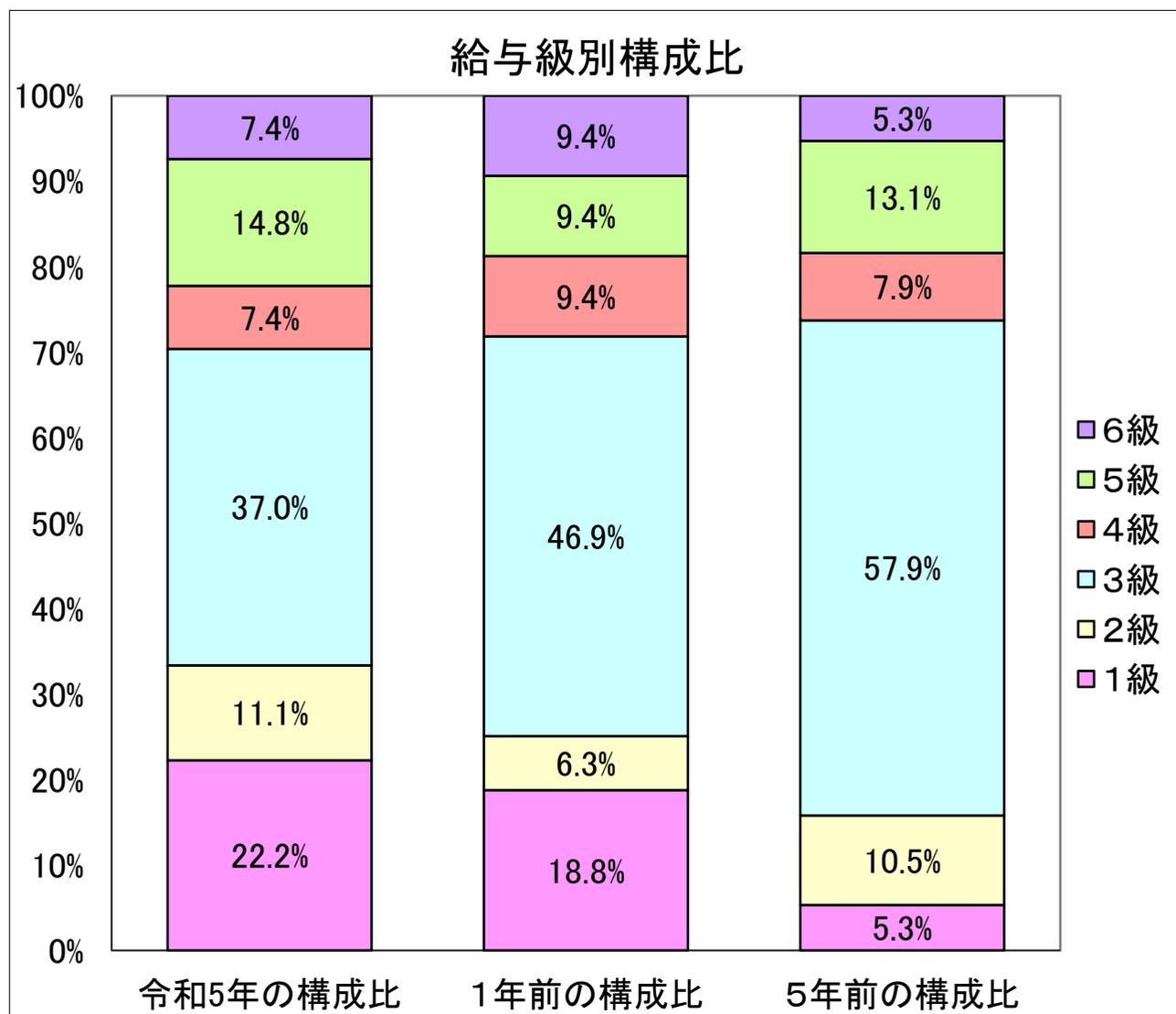
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

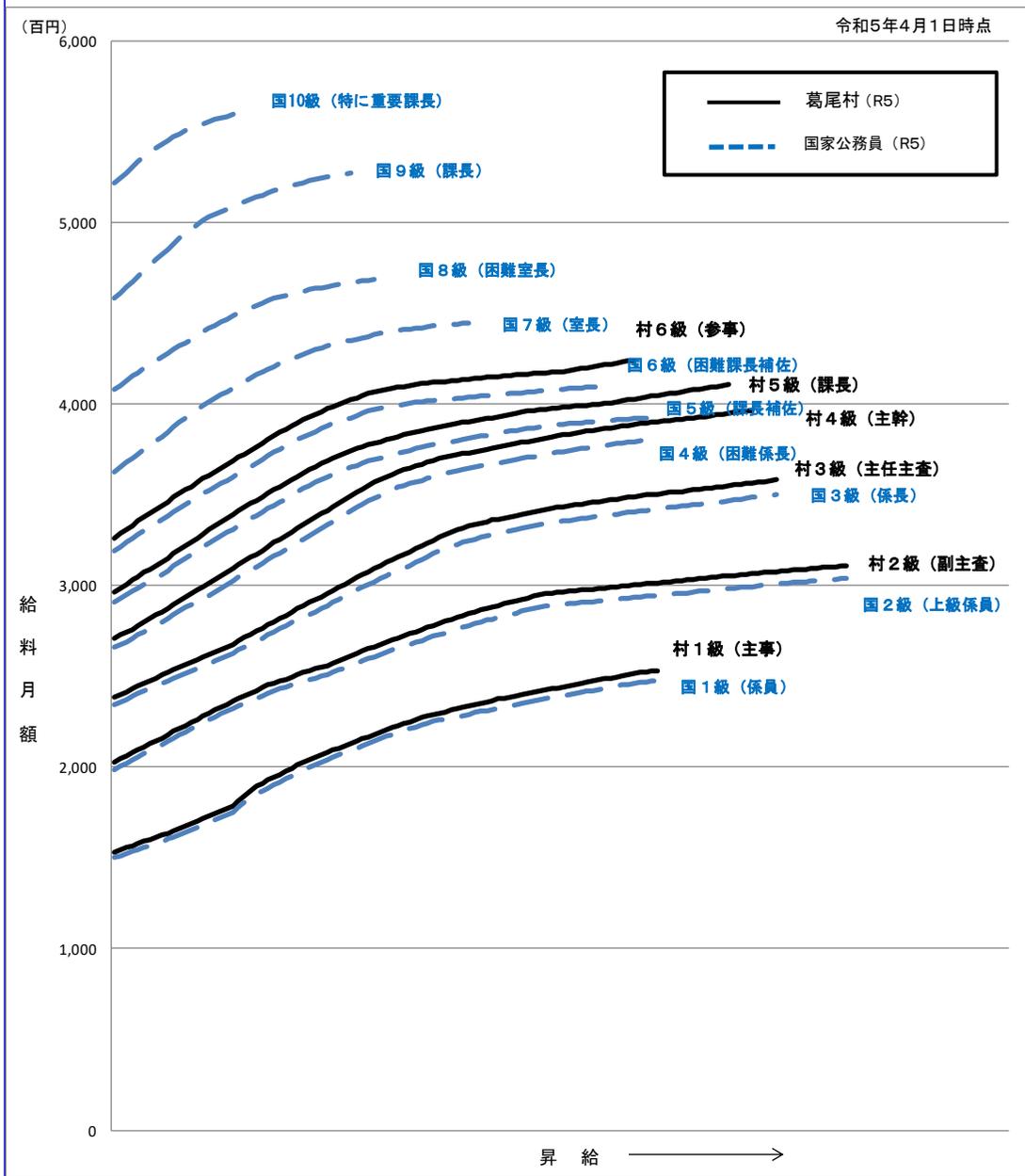
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	6 人	22.2%	153,300 円	253,300 円
2 級	副主査の職務 職務の内容及び責任の程度が上記と同等と認められる職務	3 人	11.1%	202,700 円	311,100 円
3 級	村長の事務部局の係長の職務 職務の内容及び責任の程度が上記と同等と認められる職務	10 人	37.0%	238,300 円	358,200 円
4 級	村長の事務部局の課長補佐の職務 職務の内容及び責任の程度が上記と同等と認められる職務	2 人	7.4%	270,900 円	396,500 円
5 級	村長の事務部局の課長の職務 職務の内容及び責任の程度が上記と同等と認められる職務	4 人	14.8%	296,300 円	410,900 円
6 級	村長の事務部局の困難な業務を処理する課長の職務 職務の内容及び責任の程度が上記と同等と認められる職務	2 人	7.4%	326,400 円	424,100 円

(注) 1 葛尾村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	—		—	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

葛尾村	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,363千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,622千円	-
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の区分のみ(一律)	-		-	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

葛尾村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	781 千円	3,125 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		108	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		36,000	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		8.8	%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する 支給単価
徴税吏員手当	右記業務に従事した職員	村税等の賦課及び徴収に従事した場合		月額 3,000 円
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事した場合		日額 230 円
	右記業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症に関する作業に従事した場合		日額 3,000円 または4,000円
公共土木施設災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	公共土木施設の災害応急作業に従事した場合		日額 530 円
原子力災害応急作業手当	右記業務に従事した職員	原子力災害による警戒区域内で原子力災害応急作業に従事した場合	帰還困難区域における業務	屋外 6,600 円 屋内 1,330 円
			居住制限区域における業務	屋外 3,300 円 屋内 660 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	7,079	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	228	千円
支給実績(令和3年度決算)	5,929	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	191	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員一人 当たり平均支給 年額 (令和4年度決算)
扶養手当	(支給額) ①配偶者及び父母等 6,500円 ②子 10,000円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度 末までの子1人につき、5,000円加算	同	-	3,902 千円	229,529 円
住居手当	(支給対象) 借家等に居住している職員で、月額 9,500円を超える家賃を支払っている職 員 (支給額) ①月額20,500円以下 家賃の月額から 9,500円を控除した額 ②月額20,500円以上 家賃の月額から 20,500円を控除した額の2分の1を 11,000円に加算した額(16,000円を超 るときは16,000円)	異	支給額等	3,032 千円	336,889 円
通勤手当	(支給対象) 通勤距離(片道)が2km以上の職員 (支給額) ①自動車等で通勤 通勤距離に応じて、月3,000円～ 70,600円 ②交通機関を利用して通勤 63,000円までは全額。63,000円を超 えた場合には63,000円を超えた額の2分の 1を加算した額。	異	支給額等	7,272 千円	290,880 円
管理職手当	(支給対象) 管理又は監督の地位にある職員の級の うち、規則で指定する職にあたる職員 (以下、管理職員) (支給額) 給料月額100分の8に相当する額	異	支給率	2,317 千円	386,167 円
管理職特別勤務手当	(支給対象) 管理職員が臨時又は緊急の必要その他 の公務の運営の必要により週休日又は 祝日法による休日等若しくは年末年始の 休日等に勤務した場合 (支給額) ①6時間を超えない 6,000円 ②6時間を超える 9,000円	異	支給額等	240 千円	40,000 円
宿日直手当	(支給対象) 宿直または日直勤務に従事した場合 (支給額) 日額 5,200円	異	支給額等	787 千円	41,421 円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 町 村 長	716,000 円 (- 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 846,800 円 / 528,000 円	
	副市町村長	574,000 円 (- 円)	677,700 円 / 478,000 円	
報 酬	議 長	264,000 円 (- 円)	318,000 円 / 203,000 円	
	副 議 長	213,000 円 (- 円)	300,000 円 / 130,000 円	
	議 員	192,000 円 (- 円)	251,000 円 / 109,000 円	
期 末 手 当	市町村長 副市町村長	(令和4年度支給割合) 3.05 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.05 月分		
退 職 手 当	市町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	給料月額×在職月数×0.48	16,496,640 円	任期ごと
	備考	給料月額×在職月数×0.29	7,990,080 円	任期ごと

(注) 1 給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

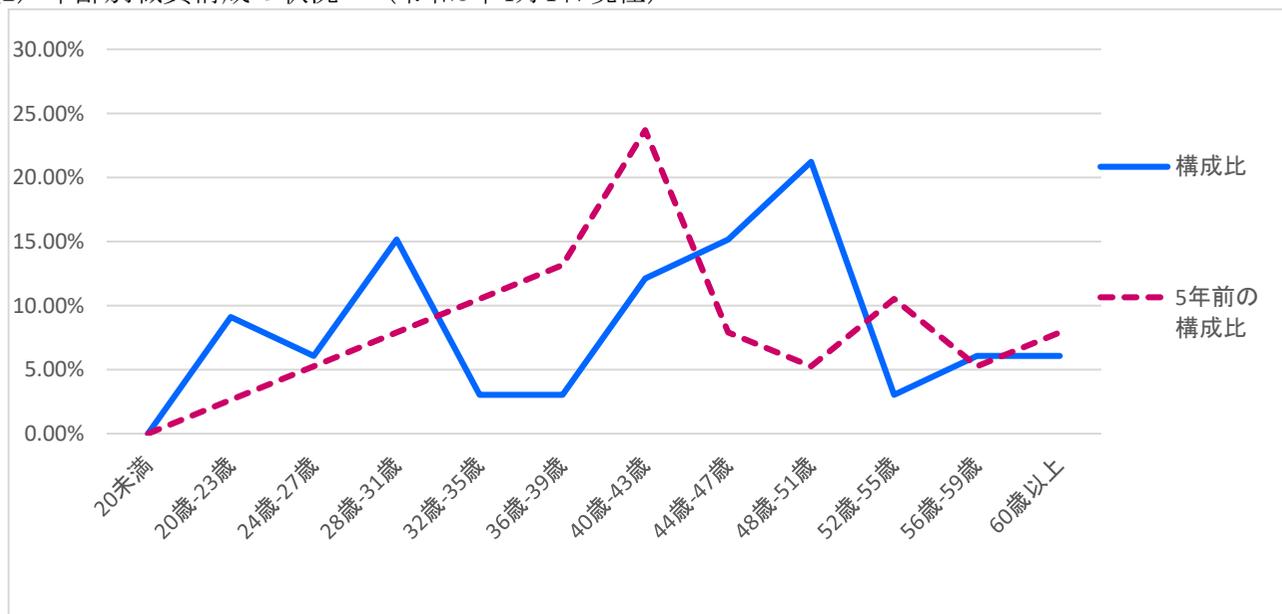
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	1	1	0	
		総務・企画	11	13	△ 2	
		税 務	3	3	0	
		農林水産	6	5	1	
		商 工	1	1	0	
		土 木	2	2	0	
	計	24	25	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの一般行政部門職員数 206.58人 (類似団体の人口1万人当たりの一般行政部門職員数 199.72人)	
	福祉部門	4	4	0		
	教育部門	5	5	0		
	小 計	33	34	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの普通会計部門職員数 244.84人 (類似団体の人口1万人当たりの普通会計部門職員数 235.95人)	
公営企業 等 会計部門	その他(国保・介護)	4	3	1		
	小 計	4	3	1		
合 計		37 [46]	37 [46]	0 [0]		

1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	2人	5人	1人	1人	4人	5人	7人	1人	2人	2人	33人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一般行政	29	27	29	29	29	28	△1 (△3.4%)
教育	6	7	5	5	5	5	△1 (△16.7%)
普通会計計	35	34	34	34	34	33	△2 (△5.7%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0 (0.0%)
総合計	38	37	37	37	37	36	△2 (△5.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。